

第五回 参議院建設委員会會議錄 第十四号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)午  
後一時五十七分開会

委員の異動

五月十二日(木曜日)委員遠山内市君  
辭任につき、その補欠として水久保甚  
作君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

- 建設業法案(内閣提出・衆議院送付)
- 屋外広告物法案(内閣提出・衆議院送付)

○理事(原口忠次郎君) それでは只今  
より開会いたします。

本委員会に付託になっております建  
設業法案を議題に供しまして質疑を行  
います。

○岩崎正三郎君 登録の問題でござい  
ますが、先程の御説明にも何にも、こ  
れは業者の大きい小さいの区別をする  
ことを避けて訂正したのだと言われる  
けれども、事実小さい方の業者の代表  
は、こういうものは何か区別をつけて  
おると感じられるような証言もあつた  
しするので、その点を建設省政府委員  
の方は区別をしないというけれども、  
実際はこれは区別になるのだが、どう  
もその間が私納得が行かないのです。  
できるならもう少し詳しく納得をして  
貰いたいと思つております。

○政府委員(中田政美君) 昨日もこの  
問題につきましては、多少お答え申上  
げたわけですが、中小の業者  
の側から見ても、営業所が或る縣に一ヶ

所あつてその縣に登録するという業  
者、営業所が數縣にある場合におい  
て、その業者が建設大臣に登録する場  
合とは、何か管理の上で輕重、或いは  
区別があるがごとく、卑下するわけじ  
やないけれどもというふうな註釈がこ  
ざいまして、そういう感を持つては  
ないかという点につきましては、何も  
代表者だからといって、特別にこの法  
案において特殊な扱いをするという意  
図もございませぬし、ただ實際問題と  
してこの法案の運用を期する場合にお  
いて、営業所が數府縣或いは二、三十  
の營業所が全國に跨つておるといふ場  
合において、その業者を或る特定の縣  
だけで監督し、或いは調査をするとい  
うようなことはどうも適當でない。む  
しろこれはやはり全國を睨んでおる本  
省でやる方が便宜であるという趣意で  
かようにいたしましたわけでございますし  
て、その他は全然他意はございませ  
ぬ。ただ只今も申上げました通り、こ  
れを業者の工事能力とか、資本金とか  
で甲乙をつけるといふならば、客觀的  
に第一種業者、第二種業者というよう  
な感じを受けます、そうでなくて營  
業所の數で区別するということだけのこと  
でございませぬので、そういう懸念はよ  
くお話すれば分ることであり、又こ  
の運用上についても、そういう点は誤  
解のないように十分徹底して、今御指  
摘の点について遺憾のないようにいた  
したいと存じます。

○岩崎正三郎君 政府委員のいう、さ  
よな説明の中に、これを二つに分け

たということについて、何か積極的な  
考えはなかつたのか。例えば私共が思  
うのに直轄河川なんという仕事につ  
いては、それを下請する業者が埼玉  
縣にも栃木縣にも群馬縣にも關係する  
というふうな場合がある。そういうふ  
んな場合には、やはりこういうふうな  
二つに分けた方がいいというふうな積  
極的な意見があるのですが、そんなこ  
とはちつとも問題にならぬのですか。  
○政府委員(中田政美君) 別にそうい  
う点において、積極的にこの建設大臣  
登録と府縣登録とに区別した方がいい  
というわけではございませぬ。勿論下  
請業者が全國に營業所はないけれど  
も、仕事に向ける場合はございま  
す。これはなか／＼止め得ない問題  
で、又そこまで止めるということも懸  
念と思つて、何と申しましてもそ  
の業者の中心をなす營業所という観念  
は、これは何といつてもそこそこ一  
切の責任が集中されることになりま  
すので、小さい業者で營業所を東京なら  
東京に持つていらつしやる方が、群馬、  
埼玉の方に現に出掛けるということが  
ありまして、營業所という一つの、  
そこに營業所の代表的な所在がない限  
りは、やはりこれは東京都の登録で、  
一切東京都の監督に委せることになり  
ます。ただ個々の工事につきましては、  
不都合があつたというふうな場合に  
は、各府縣に連絡することもありま  
すので、そういう点については双方情報  
交換もいたしますし、通知もいたしま  
すので、實際の工事の適正というよう

な問題については、その工事の現場の  
ある縣知事も無関心でいるわけでは決  
してございませぬが、營業所単位で物  
事を取計らうという場合には、やはり  
その方は東京都の都知事の監督を受け  
るといふことになるわけでございます。

○岩崎正三郎君 そうするといわゆる  
直轄河川なんかの仕事について、そう  
いふことはこの区別に何らの関連もな  
いのです。そういうことは直轄河川  
の府縣に跨がる工事なんかに関連して  
……大体そういうような大きな業者だ  
と思つて、そういうものを建設省  
に直接登録させて置くといふことの、  
利益であるか不利益であるかというこ  
とはこれに何ら關係ないわけですね。  
○政府委員(中田政美君) お説の通り  
でございまして、これとは直接關係は  
ございませぬ。

○理事(原口忠次郎君) 外に御発言も  
ございませぬようですから、質疑は盡  
きたものと認めて御異議ございませぬ  
か。  
「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○理事(原口忠次郎君) 御異議ないも  
のと認めます。それではこれより討論  
に入ります。御意見のおありの方はそ  
れ／＼賛否を明らかにしてお述べを頂  
きたいと思つております。

○北條秀一君 私は建設業法案に対し  
て賛成をいたします。併しながら建設  
業法案について私は内容に字句的に修  
正すべき点と、又その條項の内容につ  
いて修正する意見があります。それら

のために今日まで本委員会は特に民間  
の専門家や証人としてお喚びいたしま  
して、種々専門的な角度から本建設業  
法案の検討をいたしましたのであります  
が、その際に各各方面から有効適切な  
御意見が出ておるのであります。こ  
れらの有効適切な民間側の要求を取入  
れまして、本法案を最も時宜に適した  
ように修正すべきであると考えるので  
ありますけれども、そういう修正は後  
日に譲りまして、今日においては早速  
にこの建設業法案の施行をなし、以て  
建設業一般の育成とその改善というこ  
とに邁進すべきであるという点から私  
はこの法案に賛成するのであります  
が、ただここで若干の今申した点につ  
いて意見を申述べて置きたいのであり  
ますが、第一は字句の点につきまして  
は、第一條の「登録の実施」という文  
字と「技術者の設置」この文字、更に  
「建設工事の適正な施工」この三点に  
ついて字句的な修正を將來なすべきで  
あるというふうに考えます。もう一点  
は、三十三條の二行目の「建設業の改  
善に関する重要事項」とありますが、  
これは改善でなしに建設業全般に対す  
る重要な事項の調査審議をするのが建  
設業審議会の任務でありまして、従つ  
て改善とそういう狭い範圍にこの審  
議会の任務を決めることは適切でない  
というふうに考えるのであります。

第二は内容についてであります。こ  
れは第三條の一号であります。これ  
は今日までの質疑応答の際にしばしば  
問題になつたところでありまして、

「軽微な工事のみを請け負う」云々とありますが、これは登録者以外が営業した場合に罰則があります。その罰則との関係におきまして、軽微なる工事というものをとつと具体的に内容を現わす必要があるというふうに見えるのであります。更に第五條の第一項であります。「その使用人のうち一人が」というふうになつておりますが、その使用人のうちの一人ということになりますと、単に名義を借りて実際にその人が建設業の、或いはその設計等についての指導をしない。ただ名義を借りてそれうしてやつて行くといふような不正が非常に行われ易いのであります。この点をもつとはつきり規定する必要があるといふふうに見えるのであります。以上のことを私はこの際申述べて置きたいのでありますが、更にそれに続きましてこの際に四点について私は希望を申出て置きたいのであります。それは第一は第十九條であります。第十九條がそのまま施行されますと、各縣が現に施行しておりますところの條例と抵触する面が発生いたしますので、これらの点について最も合理的な処理をなす必要があるということが第一、第二に工事代金の支拂方法及びその遅延利息の点についてであります。が、これらの点につきまして、現在の會計法から申しますと、非常に困難な点があるわけでありまして、避けば會計法の改正といふことをどうしても考へて行かなくちやならぬのであります。が、今俄かにその會計法の改正まで進めて行くことができませんので、早急に我々はこの点について研究して行く考へであります。政府においてもそ

の点について最善の努力を拂つて頂きたい。第三点は、三十五條の第二項の審議会の委員であります。これは先日も意見を各証人から聞いたのでありますけれども、単にこの審議会の委員が、需要者及び建設業者の代表だけを民間から採るのでなしに、それ以外に建設業者の使用人であるところの一般建設工業労働者の代表をこれに加うべきでないかといふことを私は希望したのであります。従つてこの第二項に關連いたしまして、同第三項に同様の修正を加えるべきであるといふふうに見えるのであります。以上三點につきまして、私は特にこの際希望を申述べ將來この建設業法の修正について、我々は勿論、政府相協力して最もこの法律の趣旨に副うように修正するといふことを強く要望いたしまして、私の討論を終ります。

○理事(原口忠次郎君) 北條委員に伺いますが、そうするのと只今の御意見は、修正をするといふことを希望なさるだけであつて、それが條件とか何とかいふわけじゃないわけですね。  
○北條秀一君 條件とするかどうかといふことであります。私は早急に修正したいのでありますけれども、この暇がありませんので、修正を近い將來に保留して、今日のところ、この建設業法案を早急に成立すべきであるといふ考へで賛成したのであります。  
○理事(原口忠次郎君) 分りました。外にございませぬか。  
○岩崎正三郎君 私はこの法案に、先程質問の中にも繰返した通り、登録の件がどうも積極的な理由が認め難い。我々は今地方自治の科学性を圖り、政治の民主化を圖つてゐる場合に、どうも中央官廳がこういつた細かいことまで嘴を差挿んでゐるといふことは、何か腑に落ちないところがあるのであります。従つて私は積極的な強い意見もないような納得できないような立場において、この登録を各府縣に跨がる営業所を持つ者が建設省に登録するということを私は削除して貰ひたい。営業所がある都道府縣に登録して置けば差支ない。何かそうして全法案に關連して問題があつた場合には、中央におけるところの審議會有効適切に活躍するならば、この諸問題を解決する筈であるから、單なる登録を何も中央の大官廳にしなればならぬといふことはないと私は思ふのであります。この點は第六條の「二以上の都道府縣に営業所を設けて營業する者」にあつては、建設大臣」といふやつを、これを修正して「二つ以上の都道府縣に營業所を設ける者」にあつては、都道府縣知事に、といふふうには修正できれば結構だと思ひます。  
○理事(原口忠次郎君) 岩崎委員に伺ひします。只今の御討論は、第六條の修正であつて、全体の法案に対するところの賛否はどうですか。  
○岩崎正三郎君 だから、それに関連して多少修正ができるのでしよう。全体の法案に反対するのじやない、要するにさういふ修正意見です。  
○理事(原口忠次郎君) 原案には賛成ですね。  
○岩崎正三郎君 修正だから賛成といふわけじゃないのです。修正は修正です。修正でそれがどうなるか分らんですけれども……。  
○理事(原口忠次郎君) 修正されれば賛成するわけですね。

○岩崎正三郎君 そうです。  
○理事(原口忠次郎君) 修正されなければ反対……。  
○岩崎正三郎君 反対するわけです。  
○理事(原口忠次郎君) それでは只今お開きの通り、岩崎委員から、第六條の登録の問題について、「建設大臣」とあるのを「当該都道府縣知事」といふ修正意見が出ておりますから、それについて速記を止めて相談したいと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり) それでは速記を止めて。  
〔速記中止〕  
○理事(原口忠次郎君) 速記を始めて下さい。  
○岩崎正三郎君 先程私は修正意見を出したのであります。大分これは政府の怠慢か國會の不勉強か知らんが、かように押詰つた会期でどうも諸般の事情がさういふので、私の意見を委員長報告の中に強く述べられて今後の善処をお願いして、私も大体本案に賛成する者であります。  
○久松定武君 私も今の岩崎君の言われたことに同感する者であります。が、今後ともさういふ点につきましては、一つ政府の方におきまして、尙慎重な態度を取つてやつて頂くことを私は希望いたします。  
〔理事原口忠次郎君退席、理事島津忠彦委員長席に著く〕  
○原口忠次郎君 この建設業法案の中にございませぬ建設業審議会、この設置について昨日政府委員にその作られた根本理由、さういふ点についていろいろ私質問したのですが、昨日の御答弁で私はよく分つたつもりであります。ただ併し私が申上げたように、ややも

しますと政府の責任の轉嫁をここに持つて行く嫌いがあるのではないかと、その点を特に改めて私はこの機会に申上げて置いて、さうしてこの審議会の運営を十分に万遺憾のないようにやつて頂きたい。それからこの審議会について殊に強力にするために、國會議員の中から委員になることを希望し、又政府もさういふふうなつもりでやつて貰うといふお話でございますから、その点も私は了承いたして置きます。それから岩崎議員から今強い要望がありました。この登録の問題ですが、この問題も非常にいろいろ問題もあるようでありませぬけれども、時間もありませんから、岩崎議員のお話のうちに私も取扱つて頂きたいと思つております。それから昨日申上げた契約金の支拂の時期についての延滞利息、この問題が又非常に大きな問題でございませぬので、今後仕事を進捗される上にはこの問題についても、特に中央官廳は地方官廳との関係を、殊に災害復旧工事の関係を善処して頂きたいといふことを特に要望いたしまして、本案に賛成いたします。  
○理事(島津忠彦君) 外に御発言ありませんか。別に御意見なければ討論は終局したものと認めて御異議はございませぬか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○理事(島津忠彦君) 御異議ないものと認めます。それでは採決に入りませぬ。建設業法案について採決いたします。本案を原案通り可決することに賛成の方の起立をお願いします。  
〔総員起立〕

○理事(島津忠彦君) 全会一致と認め  
ます。よつて本案は原案通り可決すべ  
きものと決定いたしました。尚本会議  
における委員長の口頭報告は委員長に  
御一任願つて御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(島津忠彦君) 異議ないものと  
認めます。これから多数意見者の御署  
名を願います。

多数意見者署名

島田 千壽 堀 末治  
北條 秀一 岩崎正三郎  
原口忠次郎 赤木 正雄  
久松 定武 島津 忠彦

○理事(島津忠彦君) 次に屋外廣告物  
法案を議題に供します。昨日までの予  
備審査におきまして、すでに質疑は終  
つたものと認めまして御異議ございま  
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(島津忠彦君) 御異議ないもの  
と認めます。それではこれより討論に  
入ります。御意見のおありの方はそれ  
ぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひ  
ます。

○久松定武君 私はこの法案に対しま  
しては不満足ではありませんが、賛成  
をする者であります。ただ第二條の屋  
外廣告物の定義というこの條文であり  
ますが、昨日も先刻も申し上げましたよ  
うに、非常にこの定義が不備である。  
例えば従來の廣告は立看板、或いは貼  
紙等の看板といつたようなもので済ん  
でいたのでありますけれども、近代  
的の法律に直すとというのがこの前の政  
府当局の説明であります。それを勘  
案いたしましたも第二條は非常に不備  
である。これはもつとこの定義を明ら

かにするために私は條例のところにお  
いてもう少しその意味をはつきり裏付  
ける、例えば光線を利用するネオンサ  
インとか、或いはその他のものにつ  
きましてはつきりしたものを書入れて頂  
くことを特にお願ひしたのでござい  
ます。尚市町村に対するその廣告物の  
点もありませんが、東京都のごときは  
東京全体、元の東京府全体がこの問題  
には適用される問題でありまして、外  
の縣とは非常に例が異なる、こういう  
の縣に挿入して頂いて、その廣告物の  
この法令の徹底するように一つ私は條  
文に書入れて頂くことを希望して置き  
たいと存じます。

○理事(島津忠彦君) 速記を止めて下  
さい。

午後二時二十九分速記中止

午後二時四十九分速記開始

〔理事島津忠彦君退席、委員長著  
席〕

○委員長(石坂豊一君) それでは懇談  
会の統制にいたしまして、直ちに屋外  
廣告物法案の討論をいたします。重ね  
て申します。先日來、予備審査におい  
て質疑がありました。これはすでに  
衆議院通過の本式の審査になりました  
ので、先程來の質疑應答は全部正式審  
査に引戻して質問されたものと決定し  
て御異議ございませんか。……そうい  
うことになりました。

○北條秀一君 この法律案は古い廣告  
物取締法を廃止する、そうして今日  
時代に應ずるための措置として適切で  
あると私は考えまして、本法案に賛成  
いたします。ただ昨日來、審議の過程  
において問題になりました第七條の規

定であります。この規定によりま  
す。公衆に対する危害を防止するた  
めに必要な措置を命ずることができ  
る、例えは光線を利用するネオンサ  
インとか、或いはその他のものにつ  
きましてはつきりしたものを書入れて  
頂くことを特にお願ひしたのでござ  
います。尚市町村に対するその廣告物  
の点もありませんが、東京都のご  
ときは東京全体、元の東京府全体が  
この問題には適用される問題であり  
まして、外の縣とは非常に例が異  
なる、こういうの縣に挿入して頂  
いて、その廣告物のこの法令の徹  
底するように一つ私は條文に書入  
れて頂くことを希望して置きたい  
と存じます。

○委員長(石坂豊一君) 他に御発言は  
ございませんか。……然らば別に他に  
御発言もなければ只今北條委員の御  
発言のごとく、第七條に関する御  
意見を多分に取入れまして、本  
案全部を原案通り可決することに御  
異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石坂豊一君) 御異議ない  
ものと認めます。満場一致を以て  
本案は可決するものと決定いた  
します。尚本会議における委員  
長の口頭報告は委員長に御一任  
願つて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石坂豊一君) 異議ないもの  
と認めます。これから多数意見者の署名  
を願います。

○委員長(石坂豊一君) 本日はこれに  
て散会いたします。

午後二時五十三分散会

出席者は左の通り。  
委員長 石坂 豊一君  
理事 原口忠次郎君  
島津 忠彦君

委員 岩崎正三郎君  
島田 千壽君  
堀 末治君  
赤木 正雄君  
久松 定武君  
北條 秀一君

政府委員  
建設事務官 (総務局長) 中田 政美君  
建設事務官 (都市局長) 財津 吉文君  
建設技官 (河川局長) 目黒 清雄君

五月十二日本委員会に左の事件を付託  
された。  
一、水防法案(予備審査のための付  
託は四月二十八日)  
一、建設業法案(予備審査のための  
付託は四月二十八日)  
一、屋外廣告物法案(予備審査のた  
めの付託は五月二日)

五月十二日本委員会に左の事件を付託  
された。  
一、神奈川縣下の砂防工事促進に関  
する請願(第九百五十一号)  
一、延岡、熊本両市間縣道中高千穂  
峽に架橋の請願(第九百五十五号)  
一、川内市復興事業促進に関する請  
願(第九百八十七号)

一、天龍川西岸堤防改修工事促進に  
関する請願(第九百四号)  
一、國際平和都市「長崎」建設特別  
法制定に関する請願(第九百六号)  
一、番匠川改修工事に関する請願  
(第九百三十九号)

一、大分川直轄改修工事継続施行に  
関する請願(第九百四号)  
一、信濃川水系砂防工事施行に關す  
る請願(第九百五十号)  
一、長野縣豊井村上今井に架橋の請  
願(第九百五十一号)  
一、長野縣共和村地内白山砂防工事  
施行に関する請願(第九百五十二号)

第九百五十一号 昭和二十四年四月  
二十八日受理  
神奈川縣下の砂防工事促進に関する請  
願

請願者 神奈川縣小田原市長  
鈴木十郎外十七名  
紹介議員 大隅 憲二君 小串  
清一君

神奈川縣下の山地は、元來不良な組成  
である上に、関東、豆相の大震災によ  
りその荒廢度にはく車をかけ、更に、  
戦時、戦後を通じて山林の濫伐、障地  
構築の強行等のため極度に荒廢し、治  
水は等閑にせられたので、今次のカザ  
リン、アイオンと相次ぐたい風による  
被害は実に慘鼻を極めた。しかし、  
現在の本縣における進駐軍關係の特異  
性と將來觀光神奈川としての環境を考  
慮され、本縣の砂防工事費に対する國  
庫補助の増額を囑られるとともに本工  
事の促進を囑られたいとの請願。

第九百五十五号 昭和二十四年四月  
二十八日受理

延岡、熊本両市間縣道中高千穂峽に架橋の請願  
請願者 宮崎縣西臼杵郡高千穂町高千穂鉄橋架設促進委員会内  
安在重右衛門外百六十三名  
紹介議員 竹下 豊次君 北村 一男君

延岡市と熊本市を結ぶ縣道は、宮崎縣西臼杵郡高千穂町より一キロ余の地点で通称高千穂峽といわれている深さ百メートルにも及ぶ五箇瀬川の溪谷を横断しているが、この地点は兩岸きつ立した絶壁の中腹を通つても非常に急カーブのため、トラック、荷馬車等の積載量はほとんど半減せざるを得ない現状で、経済的損失は膨大であるから、この難所をさけた適当な地点に國費をもつて新しく鉄橋を架設せられたいとの請願。

第九百八十七号 昭和二十四年四月三十日受理  
川内市復興事業促進に関する請願  
請願者 鹿兒島縣川内市議會議  
長桐原榮二外一名  
紹介議員 島津 忠彦君

鹿兒島縣川内市は、戦災によつてその九割を焼失したので、國費補助による復興都市計画事業が進められているが、市民の復興熱に較べて國費予算の配布が少ないため、遅々としてはおらず市政再建にいちじるしく支障を及ぼしている。又、川内川改修工事並びに災害復旧工事及び大平橋架替工事、川内港修築工事等当地復興に重大な關係があるから、すみやかに、これら諸事業の早期完成を図られたいとの請願。

第千四号 昭和二十四年五月二日受理  
天龍川西岸堤防改修工事促進に関する請願  
請願者 靜岡縣浜名郡和田村長  
金原善和外八名  
紹介議員 河井 彌八君

天龍川上流は戦時中の山林の濫伐と昭和十九年十二月の地震により西岸の堤防が沈下して、西岸堤とうは東岸に比して三メートルも低くなり豪雨に際して濁流のはん濫が極めて急であるので沿岸の住民は日頃非常な不安を感じて荒廢し、川口は戦時中軍の工事により閉そくされたままなので、佐伯市は眞に危険な状態にあるが、改修工事には工費數億円の折柄地元負担は余りにも過大であるから、本工事を國直轄か又は直轄なみに取り扱われたいとの請願。

第千十六号 昭和二十四年五月四日受理  
國際平和都市「長崎」建設特別法制定に関する請願  
請願者 長崎市長 大橋博外一名  
紹介議員 門屋 盛一君 藤野 繁雄君

古來東西文化融合の地であり、またわが國におけるキリスト教傳道ゆい緒ある地として内外に知られ、一面豊富な水産資源を有する産業都市として、また明びな風光に恵まれた観光都市として將來性を有する長崎を、世界平和への警鐘であつた原爆災害から復興させ、更に正義と秩序を基調とする永遠の國際平和都市「長崎」の建設を新しい構想と、たくましい意力をもつ

て國家的構想のもとに実行推進するために、國際平和都市「長崎」建設特別法を制定せられたいとの請願。

第千三十九号 昭和二十四年五月六日受理  
番匠川改修工事に関する請願  
請願者 大分縣佐伯市長 矢野 龍雄外一名  
紹介議員 安部 定君 門屋 盛一君

大分縣下の番匠川は上流山地に全國にもまれな大崩壊があり、河川は極度に荒廢し、川口は戦時中軍の工事により閉そくされたままなので、佐伯市は眞に危険な状態にあるが、改修工事には工費數億円の折柄地元負担は余りにも過大であるから、本工事を國直轄か又は直轄なみに取り扱われたいとの請願。

第千四十号 昭和二十四年五月六日受理  
大分川直轄改修工事継続施行に関する請願  
請願者 大分市長 上田保外二名  
紹介議員 安部 定君

大分川直轄改修工事は、昭和十六年に着工以來、順調に進ちよくし、下流右岸の築堤は、ほぼ完成を見んとしている。しかるに、今回本工事の最も重要部分である左岸工事を未完成のまま、休止する由であるが、もしこのまま本工事が休止されると、一朝有事の際は大分市中心街の大半は流失あるいは浸水の慘禍にさらされることになるが、現下の地方財政状況では到底縣營工事としての施行も困難であるから、

沿線住民及び耕地を水害より救うため、すみやかに本工事を國營直轄に復帰して継続施行せられたいとの請願。

第千五十号 昭和二十四年五月六日受理  
信濃川水系砂防工事施行に関する請願  
請願者 長野縣松本市市長 筒井 直久外二十三名  
紹介議員 池田宇右衛門君

信濃川の水源地である日本アルプス地方、殊に燒岳一帯は、火山の影響より地質がぜい弱で、崩壊がいちじるしく、降雨毎に土砂を流出するため、千曲川下流松本平地方は、河床が上昇して、かんがいその他用水取入の困難を増加しているばかりでなく、一朝有事の際には、附近一帯の耕地を全滅する危機にひんしている。しかして、昭和二十二年に着工された安曇村地内の稻核えん堤築設工事は、信濃川上流砂防の根幹であるから、生産増強、民心安定の見地より、すみやかに本工事施行の促進を図られたいとの請願。

第千五十一号 昭和二十四年五月六日受理  
長野縣豊井村上今井に架橋の請願  
請願者 長野縣下水内郡豊井村 長沼野建之助外二十三名  
紹介議員 木内 四郎君

長野縣下水内郡豊井村大字上今井地内の千曲川に架設されている今井仮橋は、常に村民の耕作地への往復等に利用されているが、一朝こう水に際しては交通がと絶し、遠路のう回を余儀なくされるので非常な不便を感じており、また同所は当地方交通の要衝に当るから、交通の利便ひいては産業の振

興を図るために、すみやかに、本橋を架設せられたいとの請願。

第千五十二号 昭和二十四年五月六日受理  
長野縣共和村地内茶臼山砂防工事施行に関する請願  
請願者 長野縣更級郡共和村長 渡辺一外四名  
紹介議員 池田宇右衛門君

長野縣共和村地内茶臼山は、往時より地すべり地として有名であるが、最近特に地すべりの現象が活ばつとなり、このまま推移すると、地元岡田部落は早晩すべりの土砂によつて埋没するばかりでなく、瀧沢川下流の篠ノ井町、川柳村、塩崎村等附近一帯の耕地に大なる被害を及ぼすことは明らかなため、すみやかに、排水工事及び避難路開設等の災害対策砂防工事を施行せられたいとの請願。